

参考

和光市避難行動要支援者名簿の活用及び個人情報の取扱いに関する協定書

和光市（以下、「甲」という。）とわこうっち自治会（以下、「乙」という。）は、和光市避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という。）における、名簿の活用及び個人情報の取扱いについて、和光市避難行動要支援者名簿登録制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第7条第2項の規定により次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）が円滑かつ迅速な避難の確保を図ることができるようにするため、甲が乙の区域ごとに作成する名簿の活用と名簿の提供に当たっての個人情報の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（提供する名簿）

第2条 甲より乙に提供する名簿は、以下のとおりとする。

名簿（わこうっち自治会）・・・ 2 部

（名簿の提供方法）

第3条 甲から乙に提供する名簿は、この協定が締結されている間、年1回、紙に印字された文書の形式で提供する。なお、名簿情報を更新するときは、既に提供した名簿の返却を受けた後に、更新後の名簿を提供するものとする。

（名簿管理者）

第4条 乙は、甲から提供された名簿を管理し、避難支援等の実施体制を構築するため名簿の閲覧、所持その他必要な措置を実施する者を定め、避難行動要支援者名簿管理者一覧（別紙）により甲に届け出なければならない。

第5条 前条に規定する名簿管理者となる者は、所属している各団体等の規約において定める役員もしくは会長が指名する者のうちから定めるものとする。

（名簿の保管方法）

第6条 名簿管理者は、提供された名簿を施錠可能な保管庫に保管するなど厳重に管理しなければならない。

（名簿の活用）

第7条 乙は、甲から提供された名簿を次の各号に掲げる事項について活用するものとする。

- (1) 平常時における、要支援者の把握、声かけなどの見守り活動
- (2) 防災訓練等の防災活動
- (3) 災害時における要支援者の安否確認
- (4) 災害時における要支援者の避難支援活動
- (5) 要支援者から同意を得た範囲の乙の地域活動

2 前項第5号により要支援者から同意を得るときは、別に定める同意書により要支援者の意思を確認するものとする。

（個別計画）

第8条 乙は、名簿に登載された要支援者一人ひとりについて、避難支援者となる者の確保など、市が進める個別計画書の作成に協力するものとする。

（個人情報の保護及び守秘義務の確保）

第9条 乙は、要綱第9条の規定を遵守し、甲の承諾を得た場合を除き名簿を複写又は第三者に提供してはならない。

参考

(名簿情報の利用の制限)

第10条 乙は、甲から提供された名簿情報を、要支援者の同意なく第7条に掲げる事項以外の目的に利用してはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して処理する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	団体名	和光市
	代表者	和光市長 松本 武洋
	住 所	和光市広沢1番5号
乙	団体名	わこうっち自治会
	代表者	和光 太郎 (印)
	住 所	和光市広沢1-5